

# 商工会運営規約の一部変更（事務局員長設置）案について

2018/4/24

## 変更の目的

- ・商工会設立当時からの理念をより一層発展させる為、事務局要員から事務局員長を任命し、対外折衝業務の一部を会長から委託されるもの。
- ・事務局員長は上記業務以外にも、商工会事務業務の合理化、効率化、充実化を図り、その為に必要な会長業務の一部を委託されるもの。
- ・事務局員長の任期は原則1年とし、不適任者の場合には1年を待たずに解任の可能性も有り。

**定款 関連部分（変更なし）** 第4章 組合組織 第11条 6.項 組合理事会の権限には以下が属する。  
d)事務局予算の範囲内で必要に応じて事務局要員の雇用を行い、外部組織に対して特定の業務を委託すること

## 変更前

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員」とは、本会定款第11条(d)規定の「事務局員」を指す。

注<上記後方の「事務局員」は定款との整合性から本来「事務局要員」でした。>

- ・ 第8条：事務局の役割について（1. - 3. まで）

## 変更追加

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員長」及び「事務局員」とは、本会定款第11条6項(d)規定の「事務局要員」を指す。

- ・ 第8条：事務局と事務局要員の役割について

4. 会長は事務局員の中から事務局員長を任命することが出来、定例会の承認を得るものとする。

5. 事務局員長の責務は本来の事務局員としての責務に加え、対外的な交渉も含めた会長業務の一部を会長から委託されるものとする。なお、その任期は原則1年とし、その再任を妨げない。